

郡山市麓山地区駐車場条例施行規則をここに公布する。

令和4年12月5日

郡山市長 品川 萬里

郡山市規則第42号

郡山市麓山地区駐車場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市麓山地区駐車場条例（令和4年郡山市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車場に駐車できる自動車)

第2条 条例第4条の規則で定める大きさは、長さ5メートル、幅1.85メートル、高さ2.1メートルとする。

(使用方法等)

第3条 条例第2条の駐車場（以下「駐車場」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）は、自動車を入場させるときに駐車券（第1号様式）を受領し、かつ、自動車を出場させるときに当該駐車券を精算機に挿入しなければならない。

2 利用者は、前項の駐車券を紛失したときは、直ちに駐車券紛失届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該利用者は、運転免許証を提示しなければならない。

(駐車料金を無料とする者の範囲)

第4条 条例第5条第2項第1号の規則で定める者は、次に掲げる者の介護のため現に同伴する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けている身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の所持者で、その障害の程度が第1種のもの
- (2) 厚生労働大臣の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「療育手帳」という。）の所持者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けている精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の所持者で、その障害の程度が1級のもの

(駐車料金を無料とする施設の範囲)

第5条 条例第5条第2項第2号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 郡山市図書館条例（昭和40年郡山市条例第49号）別表第1に規定する郡山市中央図書館（分館を除く。）
- (2) 郡山市立公民館条例（昭和40年郡山市条例第50号）別表第1に規定する郡山市立中央公民館（分館を除く。）
- (3) 郡山市公会堂条例（昭和40年郡山市条例第57号）第2条に規定する郡山市郡山公会堂
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により設置の公告をした21世紀記念公園及び麓山公園
- (5) 郡山市勤労青少年ホーム条例（昭和46年郡山市条例第33号）第3条に規定する郡山市勤労青少年ホーム

- (6) 郡山市労働福祉会館条例（昭和47年郡山市条例第32号）第2条に規定する郡山市労働福祉会館
- (7) 郡山市文化施設条例（昭和59年郡山市条例第50号）第2条に規定する郡山市民文化センター
- (8) 郡山市歴史資料館条例（平成13年郡山市条例第34号）第2条に規定する郡山市歴史資料館
- (9) 郡山市男女共同参画センター条例（平成14年郡山市条例第3号）第2条に規定する郡山市男女共同参画センター
（駐車料金が無料となる場合に必要の手続）

第6条 条例第5条第2項第1号の規定の適用を受けようとする者は、前条各号に掲げる施設又は駐車場の職員に対し、障害者にあつては当該障害者が交付を受けている身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、当該障害者を介護する者にあつては当該障害者の介護のため同伴する者であることを申し出ることにより、それぞれに当該職員の確認を受けなければならない。

2 条例第5条第2項第2号の規定の適用を受けようとする者（市を含む。）は、前条第2項各号に掲げる施設において当該施設の職員に対し、当該規定の適用を受ける者であることを証する書類を提示することにより、当該職員の確認を受けなければならない。

（駐車料金の免除）

第7条 条例第7条第1項に規定する規則で定める自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 駐車場の管理業務の用に供する自動車
- (3) 駐車場の施設等を調査研究するために使用する国又は地方公共団体の自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に駐車料金の免除の必要があると認める自動車

（引取りの請求）

第8条 条例第13条第1項及び第2項に規定する通知は、自動車引取請求書（第3号様式）により行うものとする。

（自動車の移動）

第9条 条例第15条の規定による通知は、自動車移動通知書（第4号様式）により行うものとする。

（引取りの催告）

第10条 条例第16条第1項に規定する通知の方法により催告するときは、自動車引取催告書（第5号様式）により行うものとする。

（自動車処分のお知らせ）

第11条 条例第16条第1項及び第2項の規定による通知は、自動車処分通知書（第6号様式）により行うものとする。

（自動車の処分）

第12条 条例第16条第4項の規定による通知は、自動車処分済通知書（第7号様式）により行うものとする。

（自動車の引取り）

第13条 市長は、条例第13条の規定による引取りの請求又は条例第16条の規定による引取りの催告を行った自動車について引取りの申出があつたときは、

引取りを受ける者に、その氏名及び住所を証するに足りる書類等を提示させる等の方法によって、その者が当該自動車の利用者、所有者等その他の当該自動車を引き取るに足りる権原を有する者であることを証明させ、かつ、自動車受領書（第8号様式）と引換えに返還するものとする。

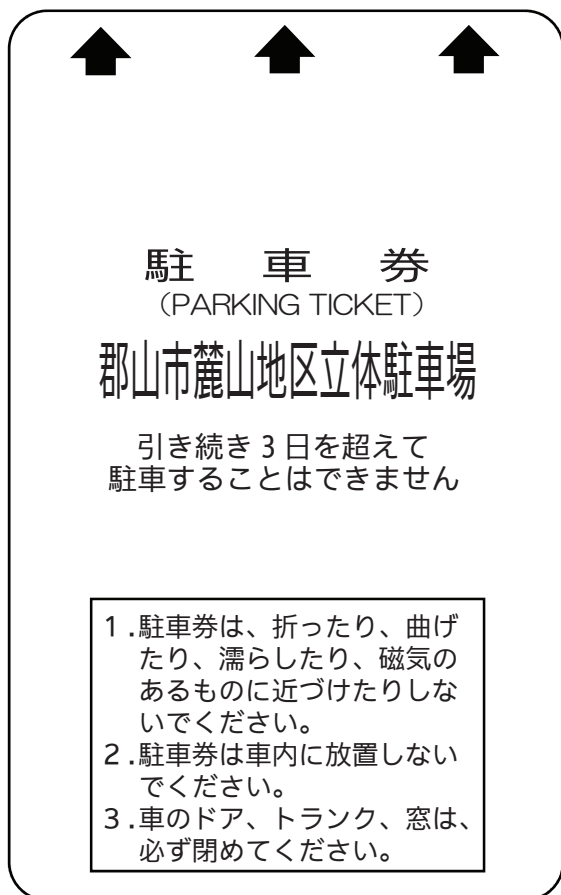
（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）



備考 券の大きさは、縦8.55センチメートル、横5.4センチメートルとする。

第2号様式(第3条関係)

駐 車 券 紛 失 届

年 月 日

郡山市長

届 出 者 住 所
(自署) 氏 名
電話番号

次のとおり駐車しましたが、駐車券を紛失しましたので、記載事項に偽りがないことを誓約のうえ、郡山市麓山地区駐車場条例施行規則第3条第2項の規定により届け出ます。

なお、入場の年月日又は時刻に偽りがあることが判明し、駐車料金に不足があった場合は、当該不足料金を納付します。

入場の年月日及び時刻	年 月 日 時 分
車 名 等	
車 両 番 号	
※ 処 理 欄	出 場 時 刻 時 分
	駐 車 料 金 円
	取 扱 者 氏 名
	摘 要

注意

- 1 運転免許証を提示してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。

年 月 日

様

郡山市長



自動車引取請求書

あなたが利用(所有)している自動車は、郡山市麓山地区立体駐車場に入場した日から起算して3日を超えて駐車されておりますので、郡山市麓山地区駐車場条例(以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、引取りを請求します。

なお、下記に定める引取りの期限までに引取りがされない場合は、条例第15条又は第16条の規定に基づき自動車の移動又は処分をします。

記

1 自動車が駐車されている場所	(添付写真参照)	
2 自動車の種類等	車種	
	車名	
	車両番号	
3 引取りの期限	年 月 日	
4 引取りの手続き	(1) 必要な書類等 ・ 自動車引取請求書(本書) ・ 身分を証明できるもの(運転免許証等) ・ 自動車の利用者又は所有者等であることを確認できるもの(駐車券、自動車の鍵、自動車検査証など) ・ 印鑑 ・ 駐車料金及び保管に要した費用 (2) 引取りの場所	
5 特記事項	※本通知の前日までの駐車料金等 円	
6 本書に関する連絡先	郡山市 部 課 【住所】 【電話番号】	

第4号様式(第8条関係)

年 月 日

様

郡山市長

印

自動車移動通知書

年 月 日付け 第 号により自動車引取請求書を送付し、自動車の引取りを請求しましたが、現在まで引取りがされておられませんので、郡山市麓山地区駐車場条例第15条の規定に基づき、下記のとおり当該自動車を管理上支障の無い場所に移動します。

記

1 移動場所		
2 移動日		
3 自動車の種類等	車種	
	車名	
	車両番号	
4 特記事項		
5 本書に関する連絡先	郡山市 部 課 【住所】 【電話番号】	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

様

郡山市長



自動車引取催告書

年 月 日付け 第 号により自動車引取請求書を送付し、自動車の引取りを請求しましたが、現在まで引取りがされておりませんので、郡山市麓山地区駐車場条例(以下「条例」という。)第16条の規定に基づき下記期限までに当該自動車を引き取るよう催告します。

なお、この期限までに引取りが無い場合は、条例第16条の規定に基づき、処分の手続きに着手することを申し添えます。

記

1 自動車に駐車又は保管されている場所	(添付写真参照)	
2 自動車の種類等	車 種	
	車 名	
	車両番号	
3 引取りの期限	年 月 日	
4 引取りの手続き	(1) 必要な書類等 ・ 自動車引取催告書(本書) ・ 身分を証明できるもの(運転免許証等) ・ 自動車の利用者又は所有者等であることを確認できるもの(駐車券、自動車の鍵、自動車検査証など) ・ 印鑑 ・ 駐車料金及び保管に要した費用 (2) 引取りの場所	
5 特記事項	※本通知の前日までの駐車料金等 円	
6 本書に関する連絡先	郡山市 部 課 【住所】 【電話番号】	

第6号様式(第10条関係)

年 月 日

様

郡山市長

印

自動車処分通知書

年 月 日付け 第 号による自動車引取請求書及び 年 月 日付け 第 号による自動車引取催告書により自動車の引取りを請求しましたが、現在まで引取りがされておられませんので、郡山市麓山地区駐車場条例第16条の規定に基づき、下記のとおり当該自動車を処分します。

記

1 自動車が駐車又は保管されている場所	(添付写真参照)	
2 自動車の種類等	車 種	
	車 名	
	車 両 番 号	
3 処 分 の 日	年 月 日	
4 処 分 の 方 法	競売・廃棄処分・その他()	
5 処 分 後 の 取 扱		
6 本書に関する連絡先	郡山市 部 課 【住 所】 【電話番号】	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、郡山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

様

郡山市長



自動車処分済通知書

あなたが利用(所有)している自動車が、郡山市麓山地区立体駐車場に放置されておりましたが、郡山市麓山地区駐車場条例第16条の規定に基づき、下記のとおり処分したので通知します。

記

1 自動車が駐車又は保管されていた場所	(添付写真参照)	
2 自動車の種類等	車 種	
	車 名	
	車 両 番 号	
3 処 分 し た 日	年 月 日	
4 処 分 の 方 法	競売・廃棄処分・その他()	
5 競売した場合、その売価	円	
6 駐車料金及び保管等に要した費用	駐車料金	円
	保 管 料	円
	そ の 他	円
7 追 徴 金 (還 付 金)	競売による売価等と、駐車料金及び保管等に要した費用の差額である_____円を利用者又は所有者等に請求(還付)します。	
8 本書に関する連絡先	郡山市 部 課 【住 所】 【電話番号】	

第8号様式(第12条関係)

年 月 日

郡山市長

住所又は所在地
受領者 氏名又は名称及び
代表者の氏名
電話番号



自動車受領書

下記のとおり自動車を引き取りました。

記

1 引取りをする者	利用者・所有者・その他()	
2 引取りの場所		
3 駐車を開始日	年 月 日から	
4 引取り日時	年 月 日 時 分	
5 引取りをする自動車	車 種	
	車 名	
	車両番号	